

速報！

過去最大級に次ぐ特大補助金が、令和7年度補正予算閣議決定しました

住宅省エネ2026キャンペーン



国土交通省・環境省・経済産業省の3省連携した補助金を活用してリフォームできるチャンス！

ワタケンで申請を承っております。予算の上限に達したらキャンペーンは終了です。ご相談はお早目に！

住宅省エネ2026キャンペーンの内容



先進的窓リノベ2026事業

事業の内容

一定の断熱性能基準を満たした内窓、窓ガラス、外窓への交換リフォームを対象に支援する事業です。

窓の断熱改修と一緒に行う場合、断熱性能の高い玄関ドアへの交換も補助金対象となる場合があります。



給湯省エネ2026事業

事業の内容

高効率省エネ給湯器を導入する際の費用を一部補助する事業です。

また賃貸集合給湯省エネ2026事業は、既存の賃貸住宅などのオーナーを対象とした補助金制度です。



みらいエコ住宅2026事業（2025年度の「子育てグリーン住宅支援事業」の後継事業）

事業の内容

新築をGX志向型住宅やZEH基準を満たした性能の住宅にしたり、既存の住宅を省エネ改修する際の費用の一部を支援する事業です。

※国土交通省の資料より

工事内容		補助対象	補助額														
①省エネ改修	1)高断熱窓の設置※1,4 先進的窓リノベ2026事業	高性能の断熱窓 (熱貫流率(Uw値)1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの、その他要件を満たすもの※6等)	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限100万円/戸														
	2)高効率給湯器の設置 給湯省エネ2026事業	高効率給湯器 ((a)ヒートポンプ給湯機、(b)ハイブリッド給湯機、(c)家庭用燃料電池)	定額(下記は主な補助額) (a)10万円/台、(b)12万円/台、(c)17万円/台														
	既存賃貸集合住宅におけるエコジョーズ等取替 賃貸集合給湯省エネ2026事業	エコジョーズ/エコフィール* *従来型給湯器からの取替に限る *補助対象は賃貸集合住宅に設置する場合に限る	追焚機能無し:5万円/台または8万円/台 追焚機能有り:7万円/台または10万円/台 ※ドレン工事内容によって補助額を決定														
	3)開口部・躯体等の省エネ改修工事※3,4,5 みらいエコ住宅2026事業	開口部、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修、エコ住宅設備の設置の組合せ※7	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象住宅</th> <th>改修工事</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成4年基準を満たさないもの</td> <td>平成28年基準相当に達する改修</td> <td>上限:100万円/戸</td> </tr> <tr> <td>平成11年基準を満たさないもの</td> <td>平成11年基準相当に達する改修</td> <td>上限:50万円/戸</td> </tr> <tr> <td>平成11年基準を満たさないもの</td> <td>平成28年基準相当に達する改修</td> <td>上限:80万円/戸</td> </tr> <tr> <td>平成11年基準を満たさないもの</td> <td>平成11年基準相当に達する改修</td> <td>上限:40万円/戸</td> </tr> </tbody> </table>	対象住宅	改修工事	補助上限額	平成4年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限:100万円/戸	平成11年基準を満たさないもの	平成11年基準相当に達する改修	上限:50万円/戸	平成11年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限:80万円/戸	平成11年基準を満たさないもの	平成11年基準相当に達する改修
対象住宅	改修工事	補助上限額															
平成4年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限:100万円/戸															
平成11年基準を満たさないもの	平成11年基準相当に達する改修	上限:50万円/戸															
平成11年基準を満たさないもの	平成28年基準相当に達する改修	上限:80万円/戸															
平成11年基準を満たさないもの	平成11年基準相当に達する改修	上限:40万円/戸															
②その他のリフォーム工事※3,4 (① 3)の工事を行った場合に限る)		住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等															

いずれの事業も令和7年1月28日以降の対象工事着手が対象となります。

対象となるリフォームをご検討中ならこの機会をお見逃しなく！

お問い合わせ・ご相談はワタケンまでお早めにどうぞ。

ワタケンでは資格をもった専門家が、
お住まいの状態に合わせた
ご提案をするので、
安心に差が出ます。



株式会社ワタケン
秋田市向浜二丁目1-1
(日本製紙株式会社秋田工場 構内)
0120-766-081
ホームページ: <http://www.kk-wataken.jp>



HP